相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区広沢二丁目九五番地、最後の住所静岡県浜松市中区広沢二丁目二三番二六号　被相続人　亡　山岡　了一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区西藤平九九七番地、最後の住所静岡県浜松市東区市野町一四九四番地の一　被相続人　亡　金指　勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木成明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市時之島字西屋敷二二番地、最後の住所愛知県一宮市時之島字寺前西三〇番地一　被相続人　亡　藤田　厚志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

愛知県名古屋市中村区名駅三―二三―二　第三千福ビル七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市平田一丁目三九二番地二四、最後の住所三重県鈴鹿市長太旭町四丁目一四番四号　被相続人　亡　水谷　圓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水谷　昌人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区堀川通寺之内上る三丁目上天神町六二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊達　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地弘希ビル三階　弘希総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神子　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市西脇一〇四七番地、最後の住所兵庫県西脇市西脇九八五番地の六　被相続人　亡　池添　吉則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　幸寺　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市神代地頭方一五四〇番地三、最後の住所兵庫県南あわじ市神代地頭方一五四〇番地一　被相続人　亡　榎本　耕次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

事務所兵庫県洲本市海岸通二丁目八番二号　相続財産管理人　司法書士　野口　泰嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区警固三丁目一五番地、最後の住所福岡市中央区警固三丁目一番一七号　被相続人　亡　藤田　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十五日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号ダイアビル福岡赤坂三階

相続財産管理人　弁護士　日浅　裕介

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による朝霞都市計画事業根岸台五丁目土地区画整理事業の左記の共有者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第百三十三条第一項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を左記のとおり公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明　和智勘之丞、住所不明　和智七五郎

二、通知の内容

朝霞都市計画事業根岸台五丁目土地区画整理事業地内のあなたの左記の仮換地について、使用または収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法九十九条第二項の規定により通知します。

使用収益することができる仮換地

十二街区　五画地　地積　五一㎡

使用収益開始日　平成二十七年四月八日

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に、埼玉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二、この通知の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合を被告として（理事長が被告の代表者になります。）提起することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

三、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決（決定）があった日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

平成二十七年五月十五日

朝霞市根岸台五丁目六番一四号

朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合

理事長　舩本　政雄

第15期決算公告

平成27年5月14日

東京都港区北青山２丁目12番16号

株式会社ジャパンミュージックデータ

代表取締役　渡邊　博一

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	545,327
	固定資産	89,553
	合計	634,880
負債及び純資産の部	流動負債	105,443
	固定負債	94,728
	株主資本	434,709
	資本金	100,000
	利益剰余金	334,709
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	324,709
	（うち当期純利益）	(35,551)
	合計	634,880

第32期決算公告

平成27年5月15日

東京都中央区日本橋２丁目４番１号

株式会社エー・ティー・エー

代表取締役　水野　英史

貸借対照表の要旨（平成27年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,688,091
	固定資産	201,943
	合計	5,890,033
負債及び純資産の部	流動負債	1,562,228
	固定負債	226,689
	株主資本	4,101,116
	資本金	80,000
	利益剰余金	4,021,116
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,001,116
	（うち当期純利益）	(744,118)
	合計	5,890,033

第14期決算公告　平成27年５月15日

東京都大田区南六郷３丁目12番１号

ＮＫＭコーティングス株式会社

代表取締役社長　本田　芳裕

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,814,993
	固定資産	188,193
	合計	7,003,186
負債及び純資産の部	流動負債	4,015,765
	固定負債	43,548
	株主資本	2,940,458
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,850,458
	その他利益剰余金	2,850,458
	（うち当期純利益）	(641,566)
	評価・換算差額等	3,414
	合計	7,003,186

注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。